

たかのす

昭和44年5月14日 第3種郵便物認可(1部16円)

人口と世帯数

2月28日現在	(前月比)
総人口 25,343人	(20人増)
男 12,367人	(15人増)
女 12,976人	(5人増)
世帯数 6,986世帯	(3世帯減)

■編集と発行 鷹巣町役場総務課広報係



No.357

52・4・1

働く若者

警察官の齊藤良隆君（三吉町・20歳）。

彼、能代市常盤出身で三人兄弟の二男、能代工業高校から警察学校に入り、昨年の四月、社会人第一歩を鷹巣署に赴任。現在は千四百世帯を担当、区域内の各家庭や事業所を訪問、防犯、交通指導、警察に対する要望や困りごと相談も受ける外勤の第一線で活躍している。

彼、若いだけに町民に信頼され、親しまれる警察官でありたいと努力しているというが、どうしてどうして話をしても立派に信頼にたえ得る警察官とみた。仕事の余暇は、もっぱら読書とレコード鑑賞を楽しんでいるという好青年…。



昭和五十二年度一般会計

二十八億二千七十七万五千円

前年度予算比五%の増

昭和五十二年度一般会計予算是、

(歳入) 各款の概要は次のとおりです。

歳入歳出それぞれ二十八億二千七
十七万五千円で、前年度当初に比
べ一億三千五百十萬二千円、五%

の増となっていきます。

二十八億二千七十七万五千円

前年度予算比五%の増

(歳入)

内訳は、町民税二億二千七百五

十七万五千円、固定資産税二億六
千六百五十四万六千円、軽自動車
税九百万四千円、たばこ消費税四千
八百十四万三千円、電気税二千百
七十三万七千円、木材引取税六百

円で、伸び率は百%の増。
△自動車取得交付金二千三百円で、
伸び率は七・%の増。
△地方交付税九億三千万円で、
伸び率は七・%の増。
△交通安全対策特別交付金二百

円で、伸び率は四十八%の増。
内容は、自動車重量譲与税二千
七百万円、地方道路譲与税一千万
円。

△娯楽施設利用税交付金二百万
円で、伸び率は百%の増。
△自動車取得交付金二千三百円で、
伸び率は七・%の増。
△地方交付税九億三千万円で、
伸び率は七・%の増。

△交通安全対策特別交付金二百

議会日誌

3月1日～3月15日

14・15日	各常任委員会	1日	湯ノ岱温泉掘さく現場視察
12日	総務、教育、民生、建設水道各常任委員会	2日	鷹巣高等学校卒業式
10・11日	町議会本会議（一般質問）	3日	魁鷹巣支局長歓送迎会
8日	三月定例町議会	4日	鷹巣農林高等學校卒業式
7日	議会運営委員会	5日	特急「白鳥」停車陳情
5日	社会福祉協議会評議員会、理事会	6日	秋田鉄道管理局
4日	冷害救農事業視察	7日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
3日	町議会各常任委員会	8日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
14日	南中学校卒業式	9日	3月定例町議会
15日	鷹巣中学校卒業式	10・11日	町議会本会議（一般質問）
12日	町議会総務委員会	12日	町議会各常任委員会
11日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	13日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
10日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	14日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
9日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	15日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
8日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	16日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
7日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	17日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
6日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	18日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
5日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	19日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
4日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	20日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
3日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	21日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
2日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	22日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議
1日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議	23日	生涯教育奨励員並びに生涯教育地区相談員会議

二十八万七千円で、伸び率は五・八%の減。

▽分担金及び負担金＝二億七百六十万四千円で、六十八%の増。

内容は、農林関係分担金四千七百六十万九千円、児童措置費負担金三千五十三万円、皆検診負担金七十四万円、学校給食負担金二百七十六万四千円が主なもので。

▽使用料及び手数料＝三千三百三万八千円で、三十三・六%の増。

主なものは、西、竜森、北保育料七百二万円、住宅使用料一千九百五万八千円、公民館、体育館使

用料二百二十六万円、戸籍関係手

数料三百九十四万四千円など。

▽国庫支出金＝三億六百六十八万一千円で、伸び率は一・三%の増。

内容は、国庫負担金（老人医療、児童手当、保育所措置、義務教育）

一億四千七十六万五千円。国庫補助金（失効事業、道路、下水路、住宅、草地開発、農振事業、消防ポンプなどに対する補助）一億五千二百五十七万二千円。国庫委託金（参議院議員選挙、年金事務、児童手当事務など）一千三百三十四万四千円。

▽県支出金＝三億三千七十七万九千円で、伸び率は二十五・四%の減。

内容は、県負担金（老人医療、

保育措置費、児童手当など）二千三百八十九万三千円。県補助金（福祉医療、べき地保育、皆検診、結核予防、農委、天災利子、カドミ抑制、集落農場化、農道整備、林構事業、災害復旧、いこいの森、災害住宅利子、学校管理などに）

二億九千八百一十万七千円。県委託金（県税事務、統計調査など）八百八十六万九千円。

▽財産収入＝一千百五万六千円。内容は、土地建物貸付百五万三千円、立木売払い収入一千円。

▽繰入金＝一千四百二十八万八千円。内容は、財産区事務統合による

事務経費、その他地区内諸団体に対する助成金、負担金などを各財産区より繰入れしているもの。

▽諸収入＝七千五百五十三万三千円以上、歳入合計は二十八億二千七十七万五千円、各款の構成比は

で、伸び率は七十二・八%の減。

減となつた主な理由は、学校給食徴収金を分担金及び負担金に移したため。

諸収入は、預金利子、年金印紙手数料、各種貸付戻り入れ、貸付金利子などが主なもので。

▽町債＝二億六千三百八十万円で、伸び率は七十二・八%の増。

内容は、農林債（公有林整備）四千三百五十万円、土木債（改良、舗装、橋、下水、住宅）二億一千

五百三十万円、災害復旧債五百萬円となつています。

以上、歳入合計は二十八億二千七十七万五千円、各款の構成比は

△グラフのとおりです。

〔歳出〕

歳出については、四月十五日付広報でくわしく報告しますので、今号では各款の総額と前年度当初予算に対する伸び率の増減についてお知らせします。各款の構成比は△グラフのとおりです。

▽議会費＝六千九十万三千円で、伸び率は二十五・一%の増。

▽総務費＝四億五百四十三万三千円で、伸び率は四・二%の増。

▽衛生費＝一億三千六十八万円で、伸び率は六・四%の増。

▽労働費＝一千五百六十三万二千円で、伸び率は十六・五%の増。

▽農林水産業費＝二億九千三百七万五千円で、伸び率は七%の増。

▽土木費＝四億八千八十五万円で、伸び率は三十六・五%の増。

▽民生費＝三億五千四百二十一万五千円で、伸び率は九・一%の増。

▽消防費＝一億二千四百十九万四千円で、伸び率は四十三・六%の増。

▽土木費＝二億一千四百五万円で、伸び率は三十四・二%の増。

▽公債費＝一億七千三十二万九千円で、伸び率は十七万五千円。

▽予備費＝五百萬円で昨年と同額。

△公債費＝一億七千三十二万九千円で、伸び率は三十四・二%の増。

▽予備費＝五百萬円で昨年と同額。

国
会
計

六億七千万円台に

国保加入世帯は五十三%

昭和五十二年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出ともに六億七千七百九十三万円で、前年度当初予算に比較して四千六百七十四万二千円、七・四%の増となつております。

なお、国保予算の基礎となる世帯数は三千六百九十七世帯、被保険者数は一万二千四十八人で、前年度当初に比べ五十四世帯、二百六十八人の増となつています。

また、国保加入率は、世帯で五十三・五%、被保険者で四十七・七%となつております。

(歳入)

歳入は、国庫支出金がもつとも多く三億八千四百七十七万一千円、以下▽保険税二億八千四百三十二万九千円、▽繰入金七百三十九万円、▽諸収入百十三万円などが主なものです。

なお、一世帯当たりの平均保険税は七万三千九百二十三円となつております。

(歳出)

歳出は、▽保険給付費が六億二千八十四万七千円で、全体の九十一・六%。

給付費の内訳は、療養給付費六億二千八十四万七千円、高額療費五千五百三十七万三千円、療養費六百三十一万七千円、助産費四百円、審査支払手数料二百五十五

万七千円、葬祭費百二十万円。以下▽総務費二千七百四十六万六千円、予備費一千八百三十九万三千円、保険施設費一千二十四万三千円、公債費百十万円、諸支出金二十万千円となつております。

また、国保加入率は、世帯で五十三・五%、被保険者で四十七・七%となつております。

▽総務費

五十二年度 財産区会計

歳入は、土地貸付収入六十万円、木材売却収入七百九十八万円、繰越金一百四十二万七千円。

歳出は、管理会費百九十万円、下刈や除伐の財産管理に五百九十七万八千円、諸支出金では地区内諸団体への補助金九十八万二千円、内繰出金一百二十四万円、予備費二十万円となつています。

▽総務費

五十二年度 農委の選挙による定数

二十人から十二人に改正

▽農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について。

農業委員会の選挙による委員の定数を二十人から十二人に改正しました。

この改正により、各選挙区の選挙すべき委員の定数も次のとおり改正されました。

(一) 内は、改正前の定数。
▽第一選挙区 大字鷹巣、栄 二
人 (四人)
▽第二選挙区 大字小森、脇神、中屋敷 二人 (三人)

特別職の職員で常勤及び非常勤のものの給与、報酬が次のように改正になりました。

▽農業委員会の選挙による委員の定数を二十人から十二人に改正しました。

▽簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

▽手数料条例の全部を改正する条例の制定について

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立入禁止区域への立ち入り ▽指定場所以外の場所への車馬の乗り入れ ▽用途以外の使用、の八項目が定められています。

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立入禁止区域への立ち入り ▽指

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

▽収入役 月額二十九万円 (二十万円)

▽議長 月額十一万円 (八万五千円)

▽副議長 月額十万円 (七万五千円)

▽議員 月額九万円 (七万円)

▽教育長 月額二十六万円 (二十万円)

▽鳥獣類の捕獲、殺傷 ▽はり紙、はり札、広告の表示 ▽立

▽町長 月額四十万円 (三十五万円)

▽助役 月額三十一万円 (二十五万五千円)

費三百五十五万四千円、造林費百六十七万三千円、諸支出金では農協補助百万円、地区諸団体補助などで三百五十二万四千円、予備費十万円となっています。

▽坊沢財産区会計

歳入歳出それぞれ七百六十五万円で、前年度比三十六%の減。

歳入は、土地売却収入二百万円、木材払取入四百四万円、繰越金百五十万円。

歳出は、管理会費百八十八万六千円、下刈、林道補修などの財産管理費百七十八万八千円、諸支出金は、上野暗渠工事、林構事業、地区諸団体補助などで三百八十七万四千円、予備費十万元。

▽七座財産区会計

歳入歳出それぞれ百万五千円で、二十五・六%の増。

歳入は、部落負担金五十七万二千円、土地貸付収入三十万円、繰越金十三万二千円。

歳出は、管理会費二十一万七千円、財産管理費十六万二千円、諸支出金は一般管理費繰出金六十二万六千円となっています。

▽沢口財産区会計

歳入歳出それぞれ五百九万千円で、前年度比七・六%の増。

歳入は、土地売却収入五百八万七千円。

歳出は、管理会費百八十七万二千円等除伐などの財産管理費百二十四万円、諸支出金は石倉森スキー場工事、地区内諸団体補助などに百九十七万八千円となっています。

ます。

▽七日市財産区会計

歳入歳出それぞれ一千三十万円で、前年度比四十二・三%の減。

歳入は、木材売却収入一千万円、繰越金十九万八千円。

歳出は、管理会費百九十二万円、下刈、除伐などの財産管理費三百四十三万三千円、諸支出金では、官行造林分収金二百二十八万円、備費は二十万円となっています。

歳出は、管理会費百九十二万円、下刈、除伐などの財産管理費三百四十三万三千円、諸支出金では、官行造林分収金二百二十八万円、備費は二十万円となっています。

歳出は、管理会費百九十二万円、下刈、除伐などの財産管理費三百四十三万三千円、諸支出金では、官行造林分収金二百二十八万円、備費は二十万円となっています。

▽町営スキーコース設置条例の制定について

薬師山スキー場を、町営スキーコースとして条例に制定。

▽農地及び農業用施設災害復旧事業費分担金徴収条例の制定について

農地及び施設の災害復旧事業費に対する受益者の分担率を制定。

▽林業関係事業分担金徴収条例の制定について

町が施行する林業事業費に対する受益者の分担率を制定。

▽町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について

町営住宅の建設または解体による戸数の変更で、現在の町営住宅は二百九十一戸。

▽児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

太田、西、両児童館に、綴子児童館の設置をあらたに制定。

▽消防団員の停年を延長

|| 定数は三百七十五人に ||

▽消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正。

それぞれ次のように改正されました。(一) 内は改正前 団員の定数三百七十五人(四百四人)

表では、当年度純利益が二千七百五十四万七千円予定され、五十一年度予定繰越欠損金が七千六百六

十円に改正。また、報奨金の未交付額を十円未満から百円未満に改正しました。

▽国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

被保険者が死亡したときの葬祭支給費五千円を一万円に改正。

▽町営住宅管理条例の制定について

町営住宅の入居資格、選考、入居手続、使用料、高額所得者の明渡努力義務と割増賃料、入居者の保管義務、入居者の禁止事項など、町営住宅の管理事項を制定したものです。

▽町諸収入金の督促手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町の諸収入金の督促手数料を三十円から五十円に改正。

▽町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

町長部局の職員を百六十一人から百六十四人に改正。

▽へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

現在の竜森、西、両保育園に、あらたに北保育園(糠沢)の設置をきめたものです。

▽児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

太田、西、両児童館に、綴子児童館の設置をあらたに制定。

▽学校薬剤師の報酬改善についての請願書(鷹巣町学校薬剤師会)

班長五十五歳(五十歳) 団員五十三歳(五十歳) 報酬は、班長年額三万五千円(二万七千円)副班長三万円(二万二千円)分班長二万円(一万四千円)副班長一万七千円(一万一千円)班長一万二千円(八千円)団員一万

円(七千円)。

団員が水火災、訓練等に従事する場合の費用弁償は一回につき千五百円(一千円)。消防車担当者は月額五千円(三千円)にそれ改正。

また、団長、副団長の任期は四年から二年に改正されました。

決定した人事

▽七日市財産区管理会委員

佐藤佐治郎(根木屋敷)、九島文二(岩脇) 布田久直(品類) 藤原復蔵(下舟木) 堀部誠孝(葛黒) 鈴木金治郎(上舟木) 橋本孫藏(明利又) 昌山清吾(七日市大畑)を、推せんすることに同意。

▽固定資産評価審査委員会

碇谷喜代松(摩当)を再任。

▽人権護憲委員の推せん

島田孫藏(七日市大畑)を、推せんすることに同意。

▽学校薬剤師の報酬改善についての請願書(鷹巣町学校薬剤師会)

班長五十五歳(五十歳) 団員五十三歳(五十歳) 報酬は、班長年額三万五千円(二万七千円)副班長三万円(二万二千円)分班長二万円(一万四千円)副班長一万七千円(一万一千円)班長一万二千円(八千円)団員一万

円(七千円)。

団員が水火災、訓練等に従事する場合の費用弁償は一回につき千五百円(一千円)。消防車担当者は月額五千円(三千円)にそれ改正。

また、団長、副団長の任期は四年から二年に改正されました。

▽鷹巣町農業委員会選挙区域改正に対する陳情書(右同)

六千円を減額。

▽災害復旧費＝六千六百六十三万四千円を減額。

五十一年度予想割当の減によるもので、農業施設費五千六百五十五万八千円をそれぞれ減額してあります。

▽諸支出金＝十八万五千円を追加。

土地取得費で坊沢二万千円と

栄地区の十六万四千円。

五十一年度 特別会計補正

▽国民健康保険会計補正

歳入歳出とも予算総額六億三千七百七十一万七千円と変りなく、款、項目の増減となっています。

歳入は、十二月定期議会で決定した、五十一年灾害による保険税の減額による補正で、▽保険税で減免分五百五十五万八千円を減額。

歳入歳出とも予算総額六億三千七百七十一万七千円と変りなく、款、項目の増減となっています。

歳入は、財産売払い十四万円を減額、繰越金六万円を追加。

歳出は、公有財産購入費三万六千円の減額が主なものです。

▽坊沢財産区会計補正

歳入歳出とも六十万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千四百四十七万七千円を追加。

歳入は、財産売払收入一千二百四十七万七千円を減額、繰越金一千百七十万七千円を追加。

▽市財産区会計補正

歳入歳出とも四百万二千円を追加、歳入歳出それぞれの総額は四千二十八万円。

▽七日市財産区会計補正

歳入歳出とも四百万二千円を追加、歳入歳出それぞれの総額は四千二十八万円。

歳入は、金額財産売払收入、歳出は、管理会費二十万円、総務管理十四万円を減額、諸支出金の集落セントー敷地買取費三百七十一万四千円、地集電話三十二万七千円、竜小スキーブルト購入十五万円をそ

歳入歳出とも六十万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は一千四百七十四万八千円。

歳入は、財産売払收入一千二百四十七万七千円を減額、繰越金一千百七十万七千円を追加。

歳入は、金額財産売払收入、歳出は、管理会費二十万円、総務管

理十四万円を減額、諸支出金の集

落セントー敷地買取費三百七十一

万四千円、地集電話三十二万七千

円、竜小スキーブルト購入十五万円をそ

訪ソ研修団員募集

青年を規律ある団体行動のもと親善交歓を通じて国際的視野を広めるとともに、郷土建設に意欲をもつ青年の育成を図る「青年の船」を、ことしも行うことになり、その研修生を募集します。

日程は、七月八日以降、田港を出港、九日ナホトカ着、十日モスクワ着、十一日モスクワに滞在、十二日にアムニニアコースと中央アジアコースにそれぞれ別れて研修。十八日にハバロフス

対象者は、昭和二十二年四月一日以降、三十二年三月三十一日までに出生した男女で、帰国後もそ

日本を出港、九日ナホトカ着、十日モスクワ着、十一日モスクワに滞在、十二日にアムニニアコースと中央アジアコースにそれぞれ別れて研修。十八日にハバロフス

減免分の▽国庫特別交付金三百七十九万五千円と、なお不足分を一般会計からの▽繰入金として百

万円を追加。▽予備費五百万円を減額しております。

▽栄財産区会計補正

歳入歳出とも八万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は二百八十九万五千円。

歳入は、財産売払收入四百六十九万二千円を減額、繰越金二百七十八万二千円を追加。

歳出は、管理会費三十五万円、一般管理五十六万五千円、財産管理費八十七万円をそれぞれ減額。

歳入は、歳入歳出それぞれ一千三百四十万九千円。

歳入は、一般会計よりの繰入金四十万円と繰越金六万八千円。

歳出は、消耗品に六万八千円と修繕料に四十万円を追加。

▽と畜場会計補正

歳入歳出とも四十六万八千円を追加、歳入歳出それぞれ一千三百四十万九千円。

歳入は、一般会計よりの繰入金四十万円と繰越金六万八千円。

歳出は、消耗品に六万八千円と修繕料に四十万円を追加。

▽鶴子財産区会計補正

歳入歳出とも一百八十三万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は二百八十九万五千円。

歳入は、財産売払收入一百八十三万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は二百八十九万五千円。

歳出は、立木補償費五十四万八千円を追加、下刈り事業八十八万五千円を減額が主なものです。

▽沢口財産区会計補正

歳入歳出とも十三万五千円を減額、歳入歳出それぞれ二千二百六十五万六千円。

歳入は、繰越金を減額、歳出は負担金、需要費で減額しています。

▽と畜場会計補正

歳入歳出とも四十六万八千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は二十五万六千円。

れぞれ追加。

▽継子財産区会計補正

歳入歳出とも十三万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は二十五万六千円。

歳入は、繰越金を減額、歳出は負担金、需要費で減額しています。

▽と畜場会計補正

歳入歳出とも十三万五千円を減額、歳入歳出それぞれの総額は二十五万六千円。

備費二十五万円を減額、管理費に四十五万六千円を追加。

▽不採択となつた請願

改正に対する陳情書（鷹巣町農業委員会長）

▽懇親となつた条例改正

改正に対する陳情書（鷹巣町農業委員会長）

▽尿汲取料金の改定と投入量値上げ陳情について（有限会社鷹巣阿仁清掃興業）

▽町道認定に関する陳情書（田子ヶ沢部落）

▽減税、税制改革、自主課税に関する請願（鷹巣地区労働組合協議会）

▽懇親となつた条例改正

改正に対する陳情書（鷹巣町農業委員会長）

。

国民年金

保険料の納め忘れは?

国民年金の保険料を納め忘れてはいませんか。

保険料は決められた期限までに必ずきちんと納めなければなりません。

ご存知のように、国民年金は毎年のように改善され、今では老後の生活の大好きな支えとなっています。現在、当町では保険料を納め終つて、老齢年金を受けている方が約一千五百人います。この方たちにとって、年金のある生活は大変心強い支えとなっています。

また、決められた期限までに保険料を納めていませんと、突然の事故や病気、不幸にしてご主人が死亡したなどのときに、障害年金や母子年金が受けられない場合があります。

四月は、昭和五十一年度（五十年四月～五十二年三月）分の保険料の最終納期です。

今月中ですと、町に納めることができます。直接国に納めなければならなくなり、大変手数がかかることになります。

納め忘れの保険料がないか、もう一度確かめて今月中に必ず納めましょう。

なお、保険料についてくわしいことは役場年金係へおたずねください。

今月は最終納期です



献血三十回の成田さん

さんに銀色有功章



米代町一丁目鷹巣郵便局職員成田真人さん（33）は、このほど献血三十回の功労で日本赤十字社から「銀色有功章」が贈られ、去る

三月十六日に出川町長から伝達されました。成田さんは、昭和四十二年に献血を始め、昨年の十二月二十四日に三十回目の献血を行ったもので、年平均三回、合計で六千ccの献血を行っています。

二老人居室整備資金の貸付け申請を受けます

受付期間 4月1日～5月10日

老人福祉の増進をはかるため、老人専用の部屋を整備する資金の貸付けを、4月1日から5月10日まで受け付けています。

◆貸付けの対象者

資金の貸付け対象となる方は、本町内に居住し、60歳以上の老人と同居している親族で、自力で整備を行うことが困難な方

◆貸付けの限度額

一戸当たり 60万円（52年度案）

◆貸付けの条件

- (1)利 率……年2%（据置期間中は無利子）
- (2)据置期間……1年以内
- (3)償還期間……据置期間後9年以内
- (4)償還方法……元利均等年賦償還
- (5)延滞利息……償還期日を経過した日から、年10%の割合を乗じた額

◆貸付けの所得制限

世帯の総所得金額 2人の場合	3百3万円以下
3人	3百61万円以下
4人	4百19万円以下
5人	4百77万円以下
6人	5百35万円以下

以下、1人増すごとに58万円を加算した所得金額以下とする。

（註）年間総所得金額とは、当該年度の個人（町民税、県民税）納税者別、徴収額票に示す総所得金額をいいます。

◆貸付けの申請

資金の貸付けを受けようとする方は、申請書（役場福祉係）に次の書類を添えて提出していただきます。

- (1)申請書、保証人の所得および資産に関する証明書
- (2)工事見積書
- (3)老人居室整備計画平面図（建築確認済通知書の写）
- (4)既存の建物の平面図

◆居室の規模条件

- (1)居室の面積は、老人1人の場合はタタミの部分が6畳（9.9m²）老人2人の場合はタタミの部分が8畳（13.2m²）。
- (2)建築基準法、消防法等に適合すること。
- (3)居室は1階とし、日常生活に支障のないよう便所、洗面所を置き、通風、採光等に留意すること。

◆申し込み受付け先

鷹巣町役場町民課福祉係、くわしいことは同係（電話2-1111 内線206）へお問い合わせください。

未成年者の健全育成が盛んにとりあげられ、多くの人が関心をもつてきましたことは好ましいことです。しかし、現在の私たちの生活概念を改めない限り、望ましい育成は難しいと思われます。

酒の場合は懇親や社交上、多少必要な時もあるかと思いますが、タバコを例にするならば、子どもだけ悪いのではなく、大人にも百害あって一利なしで、火災や大きな事件事故の大半が酒、タバコなどからくるもので占められています。

子どもを守るということは、大人社会の正しい生活に仲間入りさせよう育てることであって、非行防止で呼ばれている飲酒、喫煙について、成人を境にして子どもに悪くて大人によいなどとは、

未成年者の健全育成が盛んにとりあげられ、多くの人が関心をもつてきましたことは好ましいことです。しかし、現在の私たちの生活概念を改めない限り、望ましい育成は難しいと思われます。

酒の場合は懇親や社交上、多少必要な時もあるかと思いますが、タバコを例にするならば、子どもだけ悪いのではなく、大人にも百害あって一利なしで、火災や大きな事件事故の大半が酒、タバコなどからくるもので占められています。

子どもを守るということは、大人社会の正しい生活に仲間入りさせよう育てることであって、非行防止で呼ばれている飲酒、喫煙について、成人を境にして子どもに悪くて大人によいなどとは、

社会構造の改善を!!

堂ヶ岱 小塚嘉七(44)



みんなの店場



して私たちではなかろうか……。

たくさんのが本が

図書館に!!

鷹巣町公民館の付属図書館には、昨年来約五百五十冊ほどの本が入荷しています。

子ども向きの各種読み物や絵本はもちろんのこと、成人向きの文芸作品その他宗教、園芸関係等の本も多数含まれております。いま係員はその整理に追われています。

高価で個人ではなかなか手の届かない図書、例えば世界教養全集、内藤湖南全集、仏教語大辞典、園芸植物大観、グランド美術全集などもあります。

実際にはあり得ぬことで、区切りとしては必要ではありますが、悪いことは大人にも子どもにも悪い。ちがいなく、それを我々大人は理論的に正当化することはでき得ないことです。

子どもは心身の健全を望むならば、より以上に私たち大人も、健全かつ節度を保った生活態度なければならないとされています。

子どもは教えられて育つことよりも、見て育つことが多く、子どもの心に大人社会の矛盾と疑問を与えてはならないと思います。

大人社会と子どもの世界に共通したレクリエーションやスポーツなど、大人も子どもも解け合つて生活できる楽しい健全社会を願い、時代に入つたと思います。

そして、それでのきるのは我々町民一人一人、あなたであり、そ



▶図書のご利用を!!

産米限度数量の配分方針決まる

県では、今年の産米限度数量の配分方針を決めましたが、これによると配分方針は、四十二年(十四年)から今年の市町村別水田総合利用の目標面積、従来の稻作転換対策による定着面積、通年施工の実施見込み数量、拡張かい廢面積を換算した数量を差し引いたものを基礎に、自己開田した分については従来通り限度数量に含めないことにしております。

また、新たに水田総合利用対策の目標未達成や自己開田から生じた余り米は、県間調査の対象にしない国の方針が改めて示されております。

また、新たに水田総合利用対策の目標未達成や自己開田から生じた余り米は、県間調査の対象にしない国の方針が改めて示されております。

係では、どなたでも気軽に図書館に足を運び、これらの図書を有効に活用していただくよう望んでいます。

秋田犬の展覧会

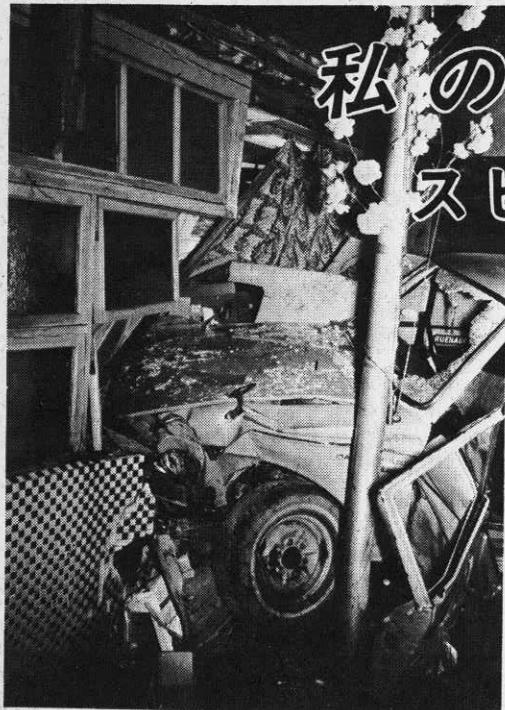
●4月3日児童公園で

天然記念物大型秋田犬保存会鷹巣支部主催の、第五回展覧会が四月三日午前九時から午後三時まで児童公園(米代町)で行われます。当日は、青森、秋田両県からおよそ八十頭の出大が予定されています。

火災は人災 防ぐはあなた!

春の火災予防運動

4月10日～4月16日



誇り!! おさえて 慎重な運転

4月1日～5日

新入学児童指導強化期間

4月6日～15日

春の全国交通安全運動

四月一日から五日まで新入学児童指導強化期間、六日から十五日までの十日間は、春の全国交通安全運動が行われます。

すべての町民がこの運動に参加し、交通事故のない明るい町づくりにご協力ください。

運動期間中は、次の事項を重点に交通安全の徹底を図ることにしています。

- (1) 暴走行為の排除
- (2) ピカピカ運動
- (3) スピードをおさえて慎重な運転の徹底

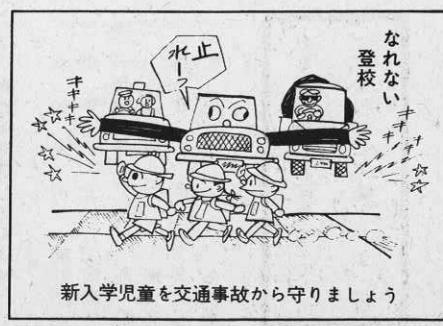
本年の秋田県の統一キヤツチフレーズは「私の誇り、スピードをおさえて慎重な運転」です。昨年は、無謀運転をなくすため、運転者自身がスピードをして慎重な運転を実践し、これを誇りとして、スピードダウン運動が定着化することに頼りをこめたものです。

無免許酒酔い違反者の住所

住所	違反		無免許		酒酔い	
	51年	50年	51年	50年	51年	50年
鷹巣	計	57	61	64	58	
前山		1	3	3	5	
坊沢		3	8	9	8	
綾子		16	9	8	10	
鷹巣		9	7	17	6	
栄		5	8	5	10	
脇神		12	15	10	10	
七日市		11	11	10	10	
大館北秋		8	5	19	12	
能代山本			4	6	2	
県内		3	2		1	
県外		5	5	5	2	
合計		73	77	94	75	

交通安全母の会では、四月一日から十五日まで、運転者のみなさんが交通事故を絶滅するための誓いと署名を求めておられます。交通安全母の会では悲惨な交通事故を絶滅するため、母親の立場から家庭をはじめ、交通安全運動を続けておりますが、運転者のみなさまからも、いま一度安全運転

の重要性を確認していただくために行うものです。
署名簿の誓いは「飲酒運転はしません」▼無理な追い越しはしません
せん ▽信号を守ります ▽スピードをおさえて慎重に運転します
一の四点です。
運転者のみなさんの「誓い」と署名をお願いします。



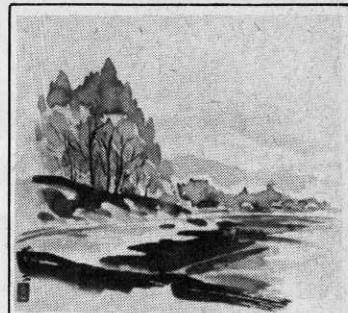
新入学児童を交通事故から守りましょう

この普及を図るために、立看板で呼びかけるほか、安全協会支部から全四輪車に小型ステッカーを貼布することになつております。

(4) 飲酒運転の徹底追放

交通安全母の会により、飲酒運転追放署名運動が行われます。全町民が参加し、この絶滅を図るようしてください。

妊娠訪問



一線美術会会員 九島寛二氏

訪問を行います。

四月は、▽五月＝七日市地区
▽十二日＝七座・坊沢 ▽二十六
日＝綴子地区となっています。
訪問時間は、午前九時から午後
四時まで。

四月の健康相談

四月の健康相談は、次のとおりです。
成人健康相談は、十三日と二十七日です。
時間は、午前九時から午後三時まで。**血圧測定のほか、必要に応じて尿検査なども行います。**

まで、血圧測定のほか、必要に応じて尿検査なども行います。 ◇

※場所はいすれも鷹巣町公民館
保健相談室です。

糖尿病健康相談は十四日です。
時間は、午前九時半から午後三時まで。食生活や日常生活の相談のほか、血圧測定、尿検査も行います。

◆ 時間は、午前九時半から午後三時まで、おいでの時は母子手帳を忘れずにお持ちください。
◆ また、今月から母親学級を併設します。時間は、午前十時半から十二時まで。一回目は、妊婦体操と妊娠前半期の注意。

対象者は満三歳児以上の幼児で
おいでの時は母子手帳を忘れずに
お持ちください。

おしらせ

予防接種

乳児健康相談は、▽七日＝五十一年十二月生まれ ▽二十一日＝五十一年三月生まれとなつています。
受付時間は、午後十二時半から午後一時半まで鷹巣保健所で行ないます。なお相談日にこられなかつた方は次の日においでください。

〔第一種〕、スポーツ団体（高校の運動クラブ、社会人により構成された競技部など）〔第二種〕のうち、団体員十名以上の団体の構成員を対象とした傷害保険です。

鯉のぼりでも

一人の前途を祝福いたします

いよいよ鯉のぼりの季節がや
できました。
例年この時期は、鯉のぼり用ザ
ールによる感電事故が発生してお
ります。
次のことを守って、感電事故防
止にご協力ください。

▽ボールが倒れても電線にぶれないとだけの距離をとってください
▽もし場所がせまく、電線の近くにたてる場合には、東北電力㈱
営業所(電話)一局一一三八番に連絡してください。危険のないようにお手伝いいたします。

いよいよ鯉のぼりの季節がや
できました。
例年この時期は、鯉のぼり用ザ
ールによる感電事故が発生してお
ります。
次のことを守って、感電事故防
止にご協力ください。

おくやみ申しあげます

慶弔だより

3月1日～3月15日